

建替工事費補助

1. 建替工事費補助について

この制度では、同一敷地内で耐震性のない住宅から建て替える工事に要する経費に対し、補助金を交付します（ただし、空き家は対象外となります。）。

2. 補助金の対象について

① 対象となる経費（別表第5関係）

- 補助事業の対象者が、第1項に定める住宅を第2項に定める住宅に同一敷地内で建て替える工事に要する経費（総額100万円以上のものに限る。）（ただし、当該事業又は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。）

1 除却する住宅 以下のすべての要件を満たす住宅。

- (1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）
- (2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの
- (3) 安全性が低いと診断されたもの

2 建て替える住宅 以下のすべての要件を満たす住宅。

- (1) 所有者が自己の居住の用に供するもの
- (2) 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の住宅再建共済制度に加入するもの
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第1条第1項第2号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域にないもの。ただし、令和3年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。

② 対象者（別表第5関係）

次の要件をすべて満たす兵庫県民（個人）

- 除却する住宅の所有者又はその所有者に準ずると認める者（所有者が65歳以上の高齢者の場合、その者の2親等以内の親族）
- 新たに建築する住宅の所有者
- 所得が1,200万円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が1,395万円）以下の者

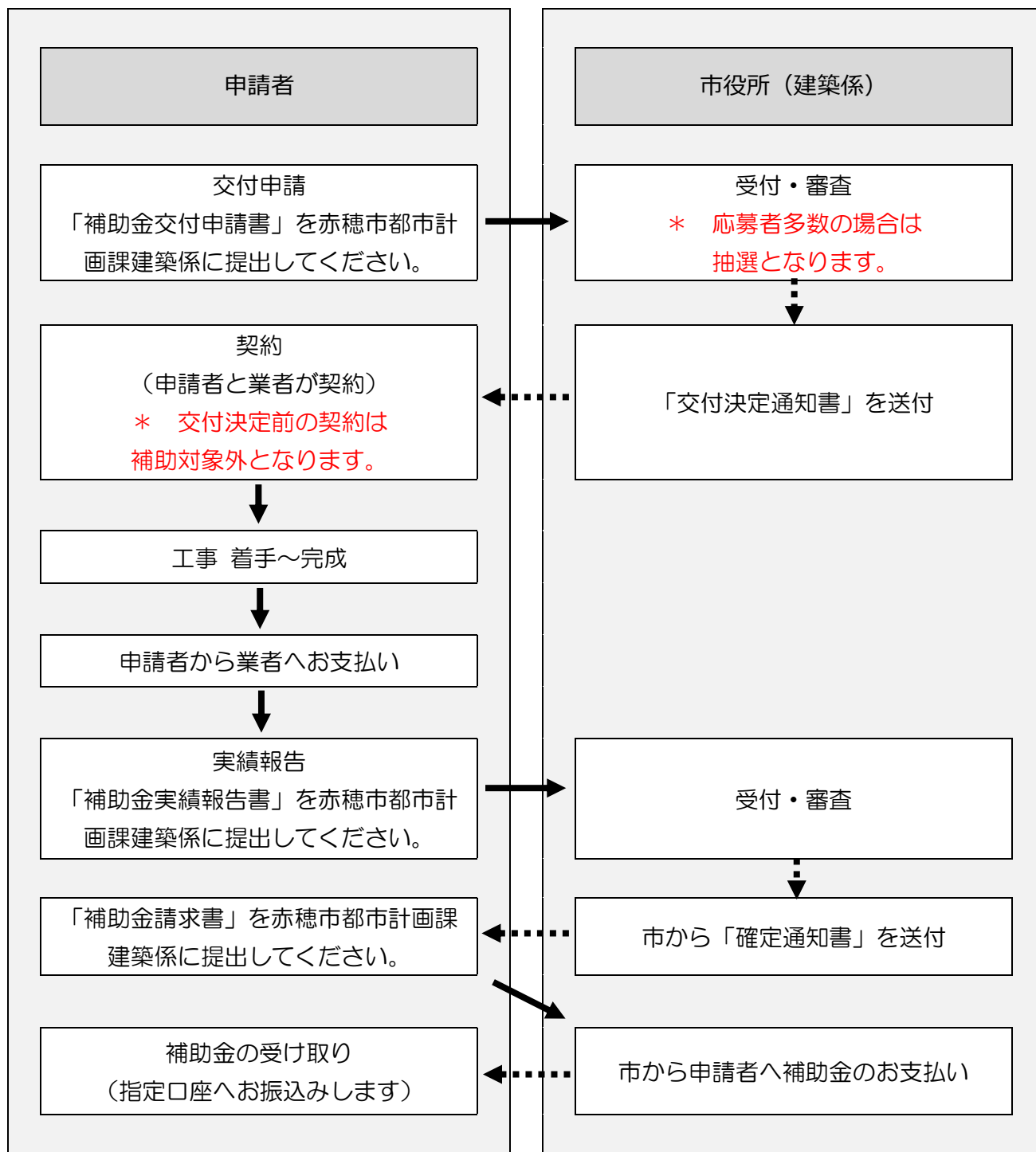
③ 対象となる住宅（第4条関係）

次のいずれにも該当しない住宅

- 建築基準法第9条に規定する措置が命じられている住宅
- 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法により建築された住宅

3. 補助金額 100万円（定額）

4. 補助金交付までの流れ



* 交付決定通知後に事業内容の変更があった場合は、別途変更手続等が必要です。

5. 申請書類等について

交付申請、実績報告に必要な様式は市ホームページでダウンロードすることができます。

① 交付申請 提出書類一覧

- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 様式第建防1号（住宅概要書）
- ☐ 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証
 - (2) 住宅の登記事項証明書
 - (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）
 - (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類（所有者が高齢者の場合、関係の分かる書類）
- ☐ 除却する住宅の簡易耐震診断結果
- ☐ 申請者の所得証明書の写し
- ☐ 建替工事の見積書
- ☐ 新築する住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 省エネ基準への適合性に関する説明書
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書
 - (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく設計住宅性能評価書
 - (4) その他の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類
- ☐ 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）

※住宅所有者と年齢（生年月日）が分かる書類（二親等以内の親族が申請する場合に限る。）

□運転免許証、年金手帳、マイナンバーカードの表面等の写し

※住宅所有者と申請者の関係が分かる書類（二親等以内の親族が申請する場合に限る。）

□戸籍謄本又は抄本・第三者による任意の証明書のいずれか



② 実績報告 提出書類一覧

- ☐ 補助事業実績報告書（様式第7号）
- ☐ 交付決定通知書の写し
- ☐ 新たに建築した住宅の建築年月・耐震基準への適合状況・設計者が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し
 - (1) 住宅の建築確認通知書及びその添付図書
 - (2) 前号に掲げるもののほか住宅の所有者、建築年月、現行の建築基準法への適合状況、設計者を証明する書類
- ☐ 建替えに係る工事契約書の写し及び領収書の写し等
- ☐ 新たに建築する住宅の検査済証
- ☐ 完了写真
- ☐ 兵庫県住宅再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し
- ☐ 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
- ☐ 補助金請求書（様式第9号）